



# 公益 信託

その制度のあらまし



## 内容

- I はじめに
- II 公益信託の特色
- III 公益信託の仕組み
- IV 公益信託の取扱要項
- V 公益信託と税制
- VI 参考資料



一般社団法人

**信託協会**

## 目 次

I	はじめに	2
II	公益信託の特色	2
III	公益信託の仕組み	4
IV	公益信託の取扱要項	5
V	公益信託と税制	8
VI	参考資料	10
	資料1 参考条文	
	(1)公益信託ニ関スル法律	10
	(2)公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令	12
	(3)所得税法（11条2項・3項、78条、120条3項1号）	15
	(4)所得税法施行令（51条、51条の2、217条の2、262条1項7号）	16
	(5)所得税法施行規則（16条の2、40条の9、47条の2 3項2号）	19
	(6)法人税法（2条29号の2ロ、12条、37条、附則19条の2）	21
	(7)法人税法施行令（77条の4）	24
	(8)法人税法施行規則（23条の4、24条1項4号）	26
	(9)相続税法（9条の2、21条の3 1項4号、附則24項）	26
	(10)相続税法基本通達（9の2-6）	28
	(11)租税特別措置法（70条3項・4項）	28
	(12)租税特別措置法施行令（40条の4）	28
	(13)租税特別措置法施行規則（23条の4）	30
	(14)地方税法（37条の2 1項3号、314条の7 1項3号）	30
	(15)所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件	31
	(16)内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令	33
	(17)公益信託の引受け許可審査基準等について	41
	資料2 公益信託目的別受託状況（平成26年9月末現在）	43

## I はじめに

公益信託とは、個人や法人（委託者）が財産を一定の公益目的のために信託し、信託銀行等（公益信託は、信託銀行のほか、一部の金融機関や信託会社でも取扱うことができます。本冊子では、公益信託を取扱うこれらの金融機関等を「信託銀行等」と総称します。）の受託者がその財産を管理・運用し公益目的を実現するよう任務を遂行するものです。

公益信託と公益法人（特に公益財団法人）は、ともに学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするもので、民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、ほぼ同様の社会的機能をもっています。

公益信託は、昭和52年に信託銀行が第1号を受託し、その後個人の資産蓄積や企業の社会貢献意識の高まりなどを背景に着実に増加し、今ではさまざまな公益分野に活用されており、引き続き民間公益活動の一端を担うべくその発展が期待されています。

公益信託に関するご相談については、信託銀行等の各担当窓口にご照会ください。また、信託銀行等の連絡先が分からない場合や、公益信託の制度等に関する一般的なご照会については、信託協会 信託相談所にお問い合わせください。

なお、公益信託の仕組みや信託銀行等が受託した公益信託の具体的事例を、信託協会ホームページ（<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>）に掲載しています。

### 信託相談所

信託協会では、信託銀行、信託会社等を利用されているみなさまに対するサービスの改善を図るため「信託相談所」を設置し、信託業務等に関するさまざまなご照会やご相談、加盟会社の信託業務等に対するご要望や苦情を受付けています。

相談受付時間：午前9時～午後5時15分

（土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

電 話：フリーダイヤル 0120-817335

## II 公益信託の特色

公益信託は民間の篤志による公益活動を推進するための信託で、次のような特色があります。

### 1. 設定手続きのわずらわしさがありません

公益信託の設定にあたっては、信託銀行等が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、設定手続きのわずらわしさがありません。

## **2. 設定後の運営も受託者が行います**

公益信託設定後信託終了まで、永続的に実施されなければならない助成金の交付や主務官庁への各種報告等は、すべて信託銀行等の受託者が行いますので、委託者にご面倒をおかけすることはありません。

## **3. 運営が効率的、弾力的に行えます**

公益財団法人は、一般に、事務所・職員等を置く必要があるため、相当規模の基本財産が必要となりますし、一定の人件費・物件費がかかりますが、公益信託は、そもそも独自の事務所と専任の職員を置く必要がないため、効率的な運営が行えます。

また、公益信託は、信託財産を取り崩して比較的短期間に配分費消するなど、弾力的な運営が行えます。

## **4. 受託者の事務執行の厳格化、財産の保全が強くはかられています**

公益信託の受託者は、信託法、公益信託ニ関スル法律および信託業法において、さまざまな義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等）を負っています。もし、受託者が受託者の義務に違反して信託財産に損失を与えた場合には、その損失のてん補や原状回復の責任も定められています。なお、受託者には帳簿作成義務があり、利害関係人には一定の範囲で閲覧が認められています。

また、出捐された財産は信託財産として、受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理されていることから、独立性が保たれています。

さらに、公益信託では、公益信託ニ関スル法律において、毎年1回、信託事務および財産の状況を公告することが受託者に義務づけられているほか、受託者は、信託管理人に対して信託財産の状況を報告します。

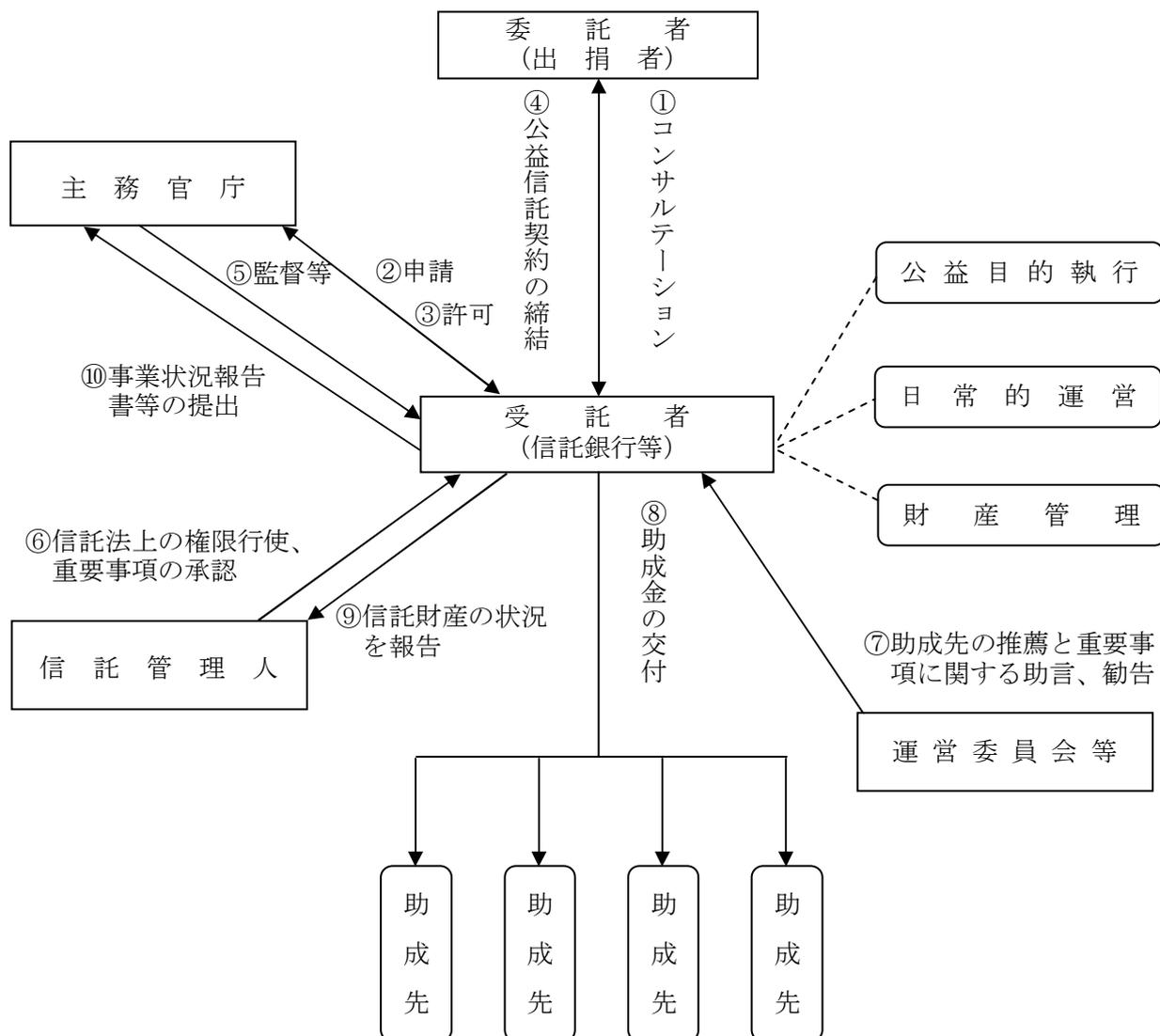
## **5. 信託目的に沿った運営が確実に行われます**

公益信託では、信託管理人が指定され、公益信託の目的の達成のために受託者の職務のうち重要な事項について承認・同意を与えることとなっているので、信託目的に沿った運営が確実に行われます。さらに、適切な信託事務が行われるよう主務官庁の監督を受けています。

## **6. 出捐者が顕彰されます**

公益信託の名称には、一般に財産を出捐された方のお名前や会社名を入れることができますので、末長くそのお志が顕彰されます。

### Ⅲ 公益信託の仕組み



公益信託の一般的な仕組みを上記の図により説明すると次のとおりです。

- ① 委託者（出捐者）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容などについて、あらかじめ綿密な打合せを行います。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請します。
- ③ 主務官庁は、これを審査のうえ、許可します。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結します。
- ⑤ 主務官庁は、公益信託の事務処理につき検査をしたり、受託者に対して必要な処分を命ずることができます。
- ⑥ 信託管理人は、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与えます。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦および公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行います。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告にもとづき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の交付を行います。
- ⑨ 受託者は、毎年1回、一定の時期に信託財産の状況を信託管理人に報告します。
- ⑩ 受託者は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に事業状況報告書等を主務官庁に提出します。

## IV 公益信託の取扱要項

一般的な公益信託を信託銀行等が取扱う場合には、次のような基準に従って引き受け、実際の運営を行います。

### 1. 名称

公益信託の名称は、「公益信託〇〇基金」など当該公益信託の目的および実態を適切に表現した名称にするのが適当です。

### 2. 委託者

公益目的に役立てようとして財産を拠出する者です。財産権を信託する行為能力があれば、個人、法人、人格のない社団いずれでも差し支えありません。ただし、法人については、設立根拠法や定款による制約があること等を考慮する必要があります。

### 3. 受託者

委託者が拠出した財産の管理・運営を通じて公益目的を遂行する者です。財産管理の面で豊富な知識と経験を備えている信託銀行等が受託者となります。受託者は私益信託に共通する一般的信託事務のほかに、個々の信託契約にもよりますが、公益信託独自の信託事務として次のような事務を行います。

- ① 事業計画・収支予算の作成
- ② 助成金交付のための基礎資料の収集・管理
- ③ 助成対象者の募集・受付等
- ④ 運営委員会等に関連する事務
- ⑤ 主務官庁連絡事務
- ⑥ 信託管理人連絡事務
- ⑦ 信託事務および財産状況の公告

また、公益目的、事業内容、基金の規模等に応じて次のようなことも行っています。

- ① 個別パンフレットの作成
- ② 個別年次報告書の作成

### 4. 受給者

受託者は、公益信託の信託目的を踏まえ、運営委員会等の勧告により助成先（受給者）を決定し、助成金を交付します。この受給者の中には、個人も法人も含まれます。

### 5. 事業内容

原則として、次のような助成事業およびこれらの事業を行うのに必要な事項が事業範囲となります。受託者自ら事業を執行するようなものについては、事業内容には含まれないのが一般的です。

- ① 育英資金の給付
- ② 学術研究奨励金、助成金の給付
- ③ 公益目的に資する事業等を行っている団体、個人に対する表彰金の給付
- ④ 慈善目的のための扶助金の給付
- ⑤ 国、地方公共団体ならびに公益法人等が所有する公共施設等の設置・管理に対する助成金の給付
- ⑥ 公益を目的とする演劇、演芸、音楽、スポーツ等の催物に対する助成金の給付
- ⑦ 公益法人等が主催する学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする事業に対する助成金の給付

## 6. 信託財産の種類

信託銀行等が受託者となる場合には、金銭、有価証券、金銭債権などが引受財産の種類として考えられますが、公益目的の遂行に適した財産の種類および規模であることが必要です。現在は税制上、金銭による引受けが原則となっています。

## 7. 信託財産の管理

信託財産の管理・運用については信託契約の定めるところによりますが、継続的に安定収益の確保を図る観点から、信託財産に属する金銭の運用については、合同運用指定金銭信託受益権、国債、地方債、預金等に運用されています。

## 8. 信託管理人

公益信託は、「受益者の定めのない信託」であるため、信託契約により信託管理人を置くこととしています。信託管理人は、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与えるなど、信託目的の達成のために受託者を監督する機能を持っています。

## 9. 運営委員会等

公益目的の円滑な遂行を期するため、信託契約により、運営委員会等を設置します。運営委員会等は学識経験者等によって構成され、受託者の諮問により、助成先の推薦および公益信託の事業の執行について、意見を述べ、または勧告を行います。具体的職務権限・名称等については、個々の事情に応じて信託契約で定められることとなります。

## 10. 信託期間

信託目的およびその事業内容に応じて、無期、有期のいずれの期間を採ることもできます。

## 11. 信託の終了

公益信託は、信託期間の満了、信託目的の達成または達成不能等の事由が生じたときに終了することとなります。委託者は信託を終了することはできません。

公益信託が終了した場合における残余財産は、国、地方公共団体、類似の目的のため

の公益信託または公益法人に帰属することになります。

## 12. 費用および信託報酬

給付事業および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約によって定められることとなりますが、当該費用については、信託財産から支払われます。例えば、次のようなものが費用項目にあたります。

- ① 運営委員会等および信託管理人の経費
- ② 公告費、渉外費用
- ③ 租税公課、送金手数料
- ④ 個別パンフレット作成費、個別年次報告書作成費等の経費
- ⑤ その他信託管理人の承認を得た費用

また、事務負担の多寡等を踏まえて、あらかじめ契約書に定められた信託報酬が信託財産から支払われます。

## V 公益信託と税制

税制上の区分として「特定公益信託」と「認定特定公益信託」が規定され、税制上、各種の優遇措置がとられています。概略は次のとおりです。

### 1. 特定公益信託

(1) 信託終了の時ににおける信託財産がその委託者に帰属しないこと、(2) 信託契約は、合意による終了ができないものであること、(3) 出捐する財産が金銭に限られていること、等の一定の要件を満たすことが信託契約において明らかであり、信託銀行等が受託者であることについて、主務大臣の証明を受けた公益信託をいいます。

### 2. 認定特定公益信託

特定公益信託のうち、次の信託目的を有するものであることおよびその目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものを「認定特定公益信託」といいます。

イ 科学技術(自然科学に係るものに限る)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給

ロ 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給

ハ 学校教育法第1条(定義)に規定する学校における教育に対する助成

ニ 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与

ホ 芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと

ヘ 文化財保護法第2条第1項(定義)に規定する文化財の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと

ト 開発途上にある海外の地域に対する経済協力(技術協力を含む)に資する資金の贈与

チ 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの(例えば、国又は地方公共団体が出資しているものなど、これに準ずるものとして財務省令{所得税法施行規則第40条の9第2項}で定めるものを含む)に対する助成金の支給

リ すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行うこと

ヌ 国土の緑化事業の推進(助成金の支給に限る)

ル 社会福祉を目的とする事業に対する助成

ヲ イ〜ルの2以上をあわせてその目的とするもの

### 3. 信託設定時

公益信託を設定（追加信託を含む）した委託者および公益信託へ寄附した寄附者に対して、以下の表のとおり優遇措置があります。

公益信託の種類 委託者（寄附者）	特定公益信託	認定特定公益信託
個人	—	寄附金控除 〔 相続または遺贈により取得した財産の 金銭を支出した場合には、相続税非課税 〕
法人	一般寄附金として損 金算入	別枠損金算入

### 4. 給付時

受給者が個人の場合、財務大臣が指定する学術貢献表彰または学術研究奨励を目的とする特定公益信託および学資支給を目的とする特定公益信託については、所得税（委託者が法人の場合）・贈与税（委託者が個人の場合）とも非課税とされています。

### 5. 委託者（個人）死亡時

特定公益信託の要件を満たす公益信託については、委託者が死亡したときに、相続税ではその信託に関する権利の価額はゼロとして取り扱われ、非課税となります。

## VI 参考資料

### 資料1 参考条文

#### (1) 公益信託ニ関スル法律 (大正 11 年 4 月 21 日法律第 62 号)

##### 【公益信託】

**第 1 条** 信託法 (平成 18 年法律第 108 号) 第 258 条第 1 項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ (以下公益信託ト謂フ) ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

##### 【公益信託の効力発生、存続期間】

**第 2 条** 信託法第 258 条第 1 項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

② 公益信託ノ存続期間ニ付テハ信託法第 259 条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

##### 【公益信託の監督】

**第 3 条** 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

##### 【公益信託の検査、公告】

**第 4 条** 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

② 公益信託ノ受託者ハ毎年 1 回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

##### 【特別の事情による公益信託の変更】

**第 5 条** 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

② 公益信託ニ付テハ信託法第 150 条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

##### 【公益信託の変更、併合、分割】

**第 6 条** 公益信託ニ付信託ノ変更 (前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク) 又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

##### 【公益信託の受託者の辞任】

**第 7 条** 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

【公益信託についての主務官庁の権限】

**第8条** 公益信託ニ付テハ信託法第258条第1項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限（次ニ掲グル裁判ニ関スルモノヲ除ク）ハ主務官庁ニ属ス但シ同法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第128条第2項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第62条第4項（同法第129条第1項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第63条第1項、第74条第2項及第123条第4項ニ規定スル権限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

- 1 信託法第150条第1項ノ規定ニ依ル信託ノ変更ヲ命ズル裁判
- 2 信託法第166条第1項ノ規定ニ依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第169条第1項ノ規定ニ依ル保全処分ヲ命ズル裁判及同法第173条第1項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ裁判
- 3 信託法第180条第1項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判
- 4 信託法第223条ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判
- 5 信託法第230条第2項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

【公益信託の継続】

**第9条** 公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタルトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得

【主務官庁の権限の委任】

**第10条** 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

【都道府県が処理する事務】

**第11条** 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機関ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得

- ② 前項ノ場合ニ於テハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其ノ事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得
- ③ 主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

【過料に処すべき行為】

**第12条** 公益信託ノ受託者、信託財産管理者、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条ニ規定スル仮処分命令ニ依リ選任セラレタル受託者ノ職務ヲ代行スル者、信託財産法人管理人、信託管理人又ハ検査役ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ百万円以下ノ過料ニ処ス

- 1 第4条第2項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ
- 2 第6条又ハ第7条ノ規定ニ違反シタルトキ
- 3 本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

## (2) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令

(平成4年4月30日政令第162号)

(都道府県知事等による事務の処理)

**第1条** 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)であつてその受益の範囲が1の都道府県の区域内に限られるもの(次項に掲げるもの及び別表第1主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。)に対する同法第2条から第9条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が1の都道府県の区域内に限られるものに対する文部科学大臣の前項に規定する権限に属する事務は、当該都道府県の教育委員会が行う。

(地方支分部局の長への委任)

**第2条** 別表第2主務官庁欄に掲げる主務官庁の前条第1項に規定する権限(同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。)で、同表事項欄に定める事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が同表区域欄に定める区域内に限られる公益信託に対するものは、それぞれ同表機関欄に定める機関に委任する。

② 地方運輸局の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が1の地方運輸局の管轄区域内に限られるもの(近畿運輸局にあつては、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第4条第15号、第18号、第86号から第93号まで、第95号から第100号まで、第114号及び第128号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第5号、第17号、第19号、第21号及び第22号に掲げる事務(以下「海事に関する事務」という。)に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものを除く。)又は海事に関する事務に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものに対する国土交通大臣の前条第1項に規定する権限(同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。)は、それぞれ地方運輸局長又は神戸運輸監理部長に委任する。

別表第1 (第1条関係)

主務官庁	事 項
内閣府	金融庁の所掌事務（当該所掌事務に係る金融庁の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関連する事項
総務省	情報通信政策局、総合通信基盤局又は郵政行政局の所掌事務に関連する事項
法務省	法務省の所掌事務に関連する事項
外務省	外務省の所掌事務に関連する事項で特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするもの
財務省	財務省の所掌事務（当該所掌事務に係る財務大臣の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関連する事項
文部科学省	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学若しくは高等専門学校を設置の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供</li> <li>2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育</li> <li>3 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携</li> </ol>
厚生労働省	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、家内労働法（昭和45年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定に限る。）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）又は特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。労働保険特別会計に係る部分に限る。）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）第1条第1項に掲げる事務を除く。）に関連する事項</li> <li>ロ 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項</li> </ol> </li> <li>2 地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項</li> </ol>
国土交通省	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。）</li> <li>2 船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項</li> </ol>

**別表第2** (第2条関係)

主務官庁	事 項	区 域	機 関
内 閣 府	財務局の所掌事務（金融庁設置法(平成10年法律第130号)第4条各号に掲げる事務で法令に基づき財務局に属させられたものに限る。)に関連する事項	1の財務局（九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域を除く。）の管轄区域	財務局長
		福岡財務支局の管轄区域	福岡財務支局長
財 務 省	財務局の所掌事務（金融庁設置法第4条各号に掲げる事務で法令に基づき財務局に属させられたものを除く。）に関連する事項	1の財務局（九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域を除く。）の管轄区域	財務局長
		福岡財務支局の管轄区域	福岡財務支局長
	税関の所掌事務に関連する事項	1の税関の管轄区域	税関長
	国税局の所掌事務に関連する事項	1の国税局の管轄区域	国税局長
厚生労働省	別表第1厚生労働省の項事項欄第1号に掲げる事項	1の都道府県労働局の管轄区域	都道府県労働局長
	地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項	1の地方社会保険事務局の管轄区域	地方社会保険事務局長
国土交通省	地方整備局の所掌事務に関連する事項	1の地方整備局の管轄区域	地方整備局長
	地方航空局の所掌事務に関連する事項	1の地方航空局の管轄区域	地方航空局長
	管区海上保安本部の所掌事務に関連する事項	1の管区海上保安本部の管轄区域	管区海上保安本部長
環 境 省	地方環境事務所の所掌事務に関連する事項	1の地方環境事務所の管轄区域	地方環境事務所長

### (3) 所得税法 (昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号)

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

#### 第 11 条

- ② 公益信託ニ関スル法律 (大正 11 年法律第 62 号) 第 1 条 (公益信託) に規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第 2 条第 11 項 (定義) に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得 (公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。) については、所得税を課さない。
- ③ 前二項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(寄附金控除)

**第 78 条** 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第 1 号に掲げる金額が第 2 号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 1 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額 (当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 40 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 40 に相当する金額)
  - 2 5 千円
- ② 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金 (学校の入学に関してするものを除く。) をいう。
- 1 国又は地方公共団体 (港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) の規定による港務局を含む。) に対する寄附金 (その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。)
  - 2 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金 (当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。) のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの
    - イ 広く一般に募集されること。
    - ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。
  - 3 別表第 1 に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令

で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前2号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

- ③ 居住者が、特定公益信託（公益信託ニ関スル法律第1条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄附金とみなして第1項の規定を適用する。
- ④ 第1項の規定による控除は、寄附金控除という。

（確定所得申告）

### 第120条

- ③ 次の各号に掲げる居住者が第1項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

- 1 第1項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除（第74条第2項第5号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料に係るものに限る。）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除に関する事項の記載をする居住者これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

## (4) 所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）

（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）

- 第51条** 法第11条第1項及び第2項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 1 法第11条第1項に規定する内国法人（以下この条から第51条の3までにおいて「公共法人等」という。）又は法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第51条の3までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する法第11条第1項に規定する公社債等（以下この条から第51条の3までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第51条の3までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条第1項の規定により金融機関の振替口座簿（第32条第1号、第4号及び第5号（金融機関等の範囲）に掲げる者が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額
- 2 公共法人等又は公益信託等の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に

属する公社債等に係る有価証券につきその利子等の計算期間の中途において次条第1項の規定により金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をし、かつ、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額に当該記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額

(公社債等に係る有価証券の記録等)

**第51条の2** 法第11条第3項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する政令で定める方法は、公共法人等又は公益信託等の受託者が所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する公社債等の利子等につき同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる公社債等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- 1 公社債及び第50条の2各号(公社債等の範囲)に掲げる受益権(次号及び第3号に掲げるものを除く。) 金融機関の営業所等(第32条第1号、第4号及び第5号(金融機関等の範囲)に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法
  - 2 公社債及び第50条の2第2号又は第3号に掲げる受益権で投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項(定義)に規定する投資信託委託会社をいう。次項において同じ。)から取得するもの 振替の取次ぎをした当該投資信託委託会社の営業所を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法
  - 3 長期信用銀行法第8条(長期信用銀行債の発行)の規定による長期信用銀行債その他財務省令で定める公社債等、記名式の貸付信託及び公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。)の受益証券 金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又は金融機関の営業所等に保管される方法
- ② 前項第1号若しくは第3号の金融機関の営業所等又は同項第2号の投資信託委託会社の営業所(次条において「金融機関等の営業所等」という。)は、金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた公社債等又は振替の取次ぎをした公社債等につき、帳簿を備え、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の各人別に口座を設け、財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。
- ③ 前2項に定めるもののほか、前項の帳簿の保存その他公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管の委託に係る手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(特定公益信託の要件等)

**第217条の2** 法第78条第3項(特定公益信託)に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)であることとする。

- 1 当該公益信託の終了(信託の併合による終了を除く。次号において同じ。)の場合におい

- て、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。
- 2 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。
  - 3 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。
  - 4 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。
    - イ 預金又は貯金
    - ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得
    - ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法
  - 5 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。
  - 6 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。
  - 7 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。
  - 8 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。
- ② 法第 78 条第 3 項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が次項第 2 号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 11 条（主務官庁の権限に属する事務の処理）その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ）の証明を受けたものとする。
- ③ 法第 78 条第 3 項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの 1 又は 2 以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から 5 年を経過していないものに限る。）とする。
- 1 科学技術（自然科学に係るものに限る。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
  - 2 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給
  - 3 学校教育法第 1 条（定義）に規定する学校における教育に対する助成
  - 4 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
  - 5 芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 6 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項（定義）に規定する文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 7 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。）に資する資金の贈与
  - 8 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に対する助成金の支給

- 9 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 10 国土の緑化事業の推進（助成金の支給に限る。）
  - 11 社会福祉を目的とする事業に対する助成
- ④ 当該公益信託に係る主務大臣は、第2項の証明又は前項の認定をしようとするとき（当該証明がされた公益信託の第1項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は、許可するときを含む。）は、財務大臣に協議しなければならない。
- ⑤ 第2項又は第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号（法定受託事務）に規定する第1号法定受託事務とする。

（確定申告書に関する書類の提出又は提示）

**第262条** 法第120条第3項第1号（確定所得申告）（法第122条第3項（還付等を受けるための申告）、第123条第3項（確定損失申告）、第125条第4項（年の中で死亡した場合の確定申告）及び第127条第4項（年の中で出国をする場合の確定申告）において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、次に掲げる書類を確定申告書に添付し又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、第3号から第6号までに掲げる書類で法第190条第2号（年末調整）の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第74条第2項第5号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料、法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。）、法第76条第1項（生命保険料控除）に規定する生命保険料（以下この条において「生命保険料」という。）、法第76条第2項に規定する個人年金保険料（以下この条において「個人年金保険料」という。）又は法第77条第1項（地震保険料控除）に規定する地震保険料（以下この条において「地震保険料」という。）に係るものについては、この限りでない。

- 7 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載する場合にあっては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる法第78条第2項（寄附金控除）に規定する特定寄附金の明細書その他財務省令で定める書類

## (5) 所得税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第11号）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項）

**第16条の2** 法第11条第3項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する申告書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 当該申告書を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 2 法第11条第1項又は第2項までの規定の適用を受けようとする公社債又は令第50条の2各号（公社債等の範囲）に掲げる受益権の別及び名称
- 3 法第11条第1項又は第2項までの規定の適用を受けようとする同条第1項に規定する公社債等（以下この条において「公社債等」という。）の利子等の支払期及び当該公社債等の

利子等の額

- 4 前号に規定する公社債等に係る有価証券につき令第51条の2第1項(公社債等に係る有価証券の記録等)の規定により金融機関の振替口座簿に増額の記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした年月日及び当該記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受けた同項第1号に規定する金融機関の営業所等の名称(同項第2号に規定する投資信託委託会社の営業所を通じて公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿に増額の記載又は記録を受ける場合には、その旨及び当該公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿に増額の記載又は記録をする者の名称)
- 5 当該申告書の提出の際に經由すべき公社債等の利子等の支払をする者の名称
- 6 その他参考となるべき事項

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等)

**第40条の9** 令第217条の2第1項第4号ハ(特定公益信託の要件等)に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託(貸付信託の受益権の取得を除く。)とする。

② 令第217条の2第3項第8号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

- 1 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの
- 2 国又は地方公共団体が拠出をしているもの(前号に掲げる法人を除く。)
- 3 前2号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

(生命保険料控除に関する証明事項等)

## 第47条の2

③ 令第262条第1項第7号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第78条第2項(寄附金控除)に規定する特定寄附金(以下この項において「特定寄附金」という。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

2 法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの 次に掲げる書類

イ 法第78条第3項に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」という。)の信託財産とするために支出した金銭の受領をした当該特定公益信託の受託者のその受領をした金銭が当該特定公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該金銭の額及びその受領した年月日を証する書類

ロ 令第217条の2第3項(特定公益信託の要件等)に規定する主務大臣の認定に係る書類(当該書類に記載されている当該認定の日が当該特定公益信託の信託財産とするために支出する日以前5年内であるものに限る。)の写しとして当該特定公益信託の受託者から交付を受けたもの

## (6) 法人税法 (昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号)

(定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

29 の 2 法人課税信託 次に掲げる信託 (集団投資信託並びに第 12 条第 4 項第 1 号 (信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属) に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。) をいう。

ロ 第 12 条第 1 項に規定する受益者 (同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。) が存しない信託

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

**第 12 条** 信託の受益者 (受益者としての権利を現に有するものに限る。) は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

② 信託の変更をする権限 (軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。) を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者 (受益者を除く。) は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

③ 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

④ この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 退職年金等信託 第 84 条第 1 項 (退職年金等積立金の額の計算) に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 128 条第 3 項 (基金の業務) 若しくは第 137 条の 15 第 4 項 (連合会の業務) に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

2 特定公益信託等 第 37 条第 6 項 (寄附金の損金不算入) に規定する特定公益信託及び社債等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号) 第 2 条第 11 項 (定義) に規定する加入者保護信託をいう。

⑤ 受益者が 2 以上ある場合における第 1 項の規定の適用、第 2 項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第 1 項から第 3 項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(寄附金の損金不算入)

**第37条** 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第4項において「損金算入限度額」という。)を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

② 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額があるときは、その寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

③ 第1項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち次の各号に掲げる寄附金の額があるときは、当該各号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

1 国又は地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)の規定による港務局を含む。)に対する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。)の額

2 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

④ 第1項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

⑤ 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額(公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額)は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第1項の規定を適用する。

⑥ 内国法人が特定公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条(公益信託))に規定する公益信託で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委

託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第1項、第4項、第9項及び第10項の規定を適用する。この場合において、第4項中「)の額」とあるのは、「)の額(第6項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。)」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、政令で定める。

- ⑦ 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。
- ⑧ 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。
- ⑨ 第3項及び第4項の規定は、確定申告書に第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第3項各号に掲げる金額又は第4項に規定する寄附金の額の記載及び第3項各号又は第4項に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第3項又は第4項の規定により第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
- ⑩ 税務署長は、第3項又は第4項の規定により第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかった金額につき第3項又は第4項の規定を適用することができる。
- ⑪ 財務大臣は、第3項第2号の指定をしたときは、これを告示する。
- ⑫ 第5項から前項までに定めるもののほか、第1項から第4項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(公益信託の特例)

**第19条の2** 公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条(公益信託)に規定する公益信託(第37

条第6項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第2条第29号の2ロ（定義）に掲げる信託に該当しないものとする。

## (7) 法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）

（特定公益信託の要件等）

**第77条の4** 法第37条第6項（特定公益信託）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

1 当該公益信託の終了（信託の併合による終了を除く。次号において同じ。）の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

2 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。

3 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

4 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託（所得税法第2条第1項第12号（定義）に規定する貸付信託をいう。）の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

5 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。

6 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

7 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

8 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。

② 法第37条第6項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が次項第2号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第11条（主務官庁の権限に属する事務の処理）その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事そ

の他の執行機関を含む。次項及び第4項において同じ。)の証明を受けたものとする。

- ③ 法第37条第6項の規定により読み替えられた同条第4項(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの1又は2以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものに限る。)とする。
- 1 科学技術(自然科学に係るものに限る。)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
  - 2 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給
  - 3 学校教育法第1条(定義)に規定する学校における教育に対する助成
  - 4 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
  - 5 芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
  - 6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項(定義)に規定する文化財の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
  - 7 開発途上にある海外の地域に対する経済協力(技術協力を含む。)に資する資金の贈与
  - 8 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)に対する助成金の支給
  - 9 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
  - 10 国土の緑化事業の推進(助成金の支給に限る。)
  - 11 社会福祉を目的とする事業に対する助成
- ④ 当該公益信託に係る主務大臣は、第2項の証明又は前項の認定をしようとするとき(当該証明がされた公益信託の第1項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含む。)は、財務大臣に協議しなければならない。
- ⑤ 法第37条第6項の規定により同条第1項(寄附金の損金算入限度額)の規定の適用を受けようとする内国法人は、確定申告書(当該事業年度の間申申告書で法第72条第1項各号(仮決算をした場合の間申申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その間申申告書。次項において同じ。)に法第37条第6項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の明細書及び当該特定公益信託の第2項の証明に係る書類の写しを添付しなければならない。
- ⑥ 税務署長は、前項に規定する明細書及び書類の写しの添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び書類の写しの提出があった場合に限り、法第37条第6項の規定により同条第1項の規定を適用することができる。
- ⑦ 第2項又は第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号(法定受託事務)に規定する第1号法定受託事務とする。

## (8) 法人税法施行規則 (昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 12 号)

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等)

**第 23 条の 4** 令第 77 条の 4 第 1 項第 4 号ハ (特定公益信託の要件等) に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託 (所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 2 条第 1 項第 12 号 (定義) に規定する貸付信託の受益権の取得を除く。) とする。

② 令第 77 条の 4 第 3 項第 8 号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

- 1 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの
- 2 国又は地方公共団体が拠出をしているもの (前号に掲げる法人を除く。)
- 3 前 2 号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

(公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等)

**第 24 条** 法第 37 条第 9 項 (指定寄附金等の適用要件) に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 4 令第 77 条の 4 第 3 項 (認定特定公益信託) の規定による認定を受けた特定公益信託 (法第 37 条第 6 項 (特定公益信託) に規定する特定公益信託をいう。) の信託財産とするために金銭を支出した場合 令第 77 条の 4 第 3 項に係る書類の写し (当該書類に記載されている同項の認定の日が当該金銭を支出する日以前 5 年内であるものの写しに限る。)

## (9) 相続税法 (昭和 25 年 3 月 31 日法律第 73 号)

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

**第 9 条の 2** 信託 (退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。) の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等 (受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。) となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与 (当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈) により取得したものとみなす。

② 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合 (第 4 項の規定の適用がある場合を除く。) には、当該受益者等が存するに至った時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であった者から贈与 (当該受益者等であった者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈) により取得したものとみなす。

③ 受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利につ

いて新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であった者から贈与（当該受益者等であった者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

- ④ 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
- ⑤ 第1項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。
- ⑥ 第1項から第3項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第41条第2項を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号（定義）に規定する集団投資信託、同条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第1号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

（贈与税の非課税財産）

**第21条の3** 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

- 4 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第3項（寄附金控除）に規定する特定公益信託（以下この号において「特定公益信託」という。）で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

## 附 則

- ②④ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第一条（公益信託）に規定する公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、第9条の2第5項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

## (10) 相続税法基本通達

(公益信託の委託者の地位が異動した場合)

- 9の2-6** 公益信託の委託者の地位が異動した場合には、それに伴い当該公益信託に関する権利も異動するのであるが、相続税又は贈与税の課税上、当該公益信託のうち所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条の2第1項各号に掲げる要件を満たすものに関する権利の価額は零として取り扱うものとする。

## (11) 租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

### 第70条

- ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第1項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。)のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。
- ④ 前項に規定する政令で定める特定公益信託で同項の金銭を受け入れたものが当該受入れの日から2年を経過した日までに同項に規定する政令で定める特定公益信託に該当しないこととなった場合には、同項の規定にかかわらず、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

## (12) 租税特別措置法施行令(昭和32年3月31日政令第43号)

(特定公益信託の要件等)

- 第40条の4** 法第70条第3項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)であることとする。

- 1 当該公益信託の終了(信託の併合による終了を除く。次号において同じ。)の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的の

- ための公益信託として継続するものであること。
- 2 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。
  - 3 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。
  - 4 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。
    - イ 預金又は貯金
    - ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託法（昭和 27 年法律第 195 号）第 2 条第 1 項に規定する貸付信託の受益権の取得
    - ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法
  - 5 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。
  - 6 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。
  - 7 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。
  - 8 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。
- ② 法第 70 条第 3 項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣（当該公益信託が次項第 2 号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 11 条その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。）の証明を受けたものとする。
- ③ 法第 70 条第 3 項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの 1 又は 2 以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から 5 年を経過していないものに限る。）とする。
- 1 科学技術（自然科学に係るものに限る。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
  - 2 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給
  - 3 学校教育法第 1 条に規定する学校における教育に対する助成
  - 4 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
  - 5 芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 6 文化財保護法第 2 条第 1 項に規定する文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 7 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。）に資する資金の贈与
  - 8 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に対する助成金の支給

- 9 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。
  - 10 国土の緑化事業の推進（助成金の支給に限る。）
  - 11 社会福祉を目的とする事業に対する助成
- ④ 当該公益信託に係る主務大臣は、第2項の証明又は前項の認定をしようとするとき（当該証明がされた公益信託の第1項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含む。）は、財務大臣に協議しなければならない。

### (13) 租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日大蔵省令第15号）

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等）

- 第23条の4** 施行令第40条の4第1項第4号ハに規定する財務省令で定める方法は、所得税法第2条第1項第11号に規定する合同運用信託の信託（施行令第40条の4第1項第4号ロに規定する貸付信託の受益権の取得を除く。）とする。
- ② 施行令第40条の4第3項第8号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。
- 1 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの
  - 2 国又は地方公共団体が拠出をしているもの（前号に掲げる法人を除く。）
  - 3 前2号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの
- ③ 法第70条第3項の規定の適用を受けようとする者が同条第5項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、同条第3項に規定する特定公益信託（以下この項において「特定公益信託」という。）の信託財産とするために支出した金銭の受領をした当該特定公益信託の受託者のその受領をした金銭が当該特定公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該金銭の額及びその受領した年月日を証する書類並びに施行令第40条の4第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類（同項の認定をした年月日の記載があるものに限る。）とする。

### (14) 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）

（寄附金税額控除）

- 第37条の2** 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除

額」という。)をその者の第35条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

3 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

(寄附金税額控除)

**第314条の7** 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

3 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

**(15) 所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件**(昭和62年9月29日総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第1号)

- ① 所得税法施行令第217条の2第1項及び法人税法施行令第77条の4第1項に規定する要件を満たす公益信託であることにつき主務大臣(所得税法施行令第217条の2第2項及び法人税法施行令第77条の4第1項第2号に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)の所得税法施行令第217条の2第2項及び法人税法施行令第77条の4第2項に規定する証明を受けようとする当該公益信託の受託者は、別記様式1による申請書に、当該公益信託に係る信託行為を添付し、これを主務大臣に提出しなければならない。
- ② 主務大臣は、前項の申請に係る公益信託が所得税法施行令第217条の2第1項及び法人税法施行令第77条の4第1項に規定する要件を満たすものであると認めたときは、別記様式2による証明書をその受託者に交付するものとする。
- ③ 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第3項及び法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第6項に規定する特定公益信託(以下「特定公益信託」という。)が所得税法施行令第217条の2第3項及び法人税法施行令第77条の4第3項に規定する認定を受けるための要

件を満たすものであることにつき主務大臣の所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項に規定する認定を受けようとする当該特定公益信託の受託者は、別記様式 3 による申請書に次に掲げる書類を添付し、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 1 当該特定公益信託に係る信託行為
  - 2 当該特定公益信託に係る事業計画書及び収支予算書
  - 3 当該特定公益信託が認定を受ける特定公益信託に該当する旨を説明する書類
  - 4 その他参考となる書類
- ④ 主務大臣は、前項の申請に係る特定公益信託が所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項に規定する認定を受けるための要件を満たすものであると認めるときは、別記様式 4 による認定書を当該特定公益信託の受託者に交付するものとする。

#### 別記様式 1

所得税法第 78 条第 3 項及び法人税法第 37 条第 6 項に規定する特定公益信託であることの証明申請書	
平成 年 月 日	
主務官庁	殿
	公益信託の名称
	公益信託の目的
	受託者の名称 印
	受託者の所在地
当公益信託は、所得税法第 78 条第 3 項及び法人税法第 37 条第 6 項に規定する特定公益信託であることの証明をお願いします。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

#### 別記様式 2

番 号	
所得税法第 78 条第 3 項及び法人税法第 37 条第 6 項に規定する特定公益信託であることの証明書	
公益信託の名称	
公益信託の目的	
受託者の名称	
受託者の所在地	
上記の公益信託は、所得税法第 78 条第 3 項及び法人税法第 37 条第 6 項に規定する特定公益信託であることを証明する。	
平成 年 月 日	
	主務官庁 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

### 別記様式 3

所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項の規定による認定申請書	
平成 年 月 日	
主務官庁	殿
公益信託の名称	
公益信託の目的	
受託者の名称	印
受託者の所在地	
当公益信託は、所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項の要件に該当する特定公益信託であることの認定をお願いします。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

### 別記様式 4

番 号	
所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項の規定による認定書	
公益信託の名称	
公益信託の目的	
受託者の名称	
受託者の所在地	
上記の公益信託は、所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3 項の要件に該当する特定公益信託であることを認定する。	
平成 年 月 日	主務官庁 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## (16) 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 (昭和 55 年 9 月 1 日総理府令第 42 号)

(引受けの許可の申請)

**第 1 条** 内閣総理大臣の所管に属する公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成 4 年政令第 162 号）第 1 条第 1 項に規定する公益信託を除く。以下「公益信託」という。）の引受けについて、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託設定趣意書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 4 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

- 5 信託管理人を置く場合には、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）及び就任承諾書
- 6 運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 7 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書
- 8 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類

（財産移転の報告）

**第2条** 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第3号の書類に記載された財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、これを証する書類を添えてその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（事業計画書及び収支予算書の届出）

**第3条** 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なくこれを内閣総理大臣に届け出なければならない。

（事業状況報告書等の提出）

**第4条** 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 当該信託事務年度の事業状況報告書
- 2 当該信託事務年度の収支決算書
- 3 当該信託事務年度末の財産目録

（公告）

**第5条** 受託者は、前条の事業状況報告書等の提出をした後遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び信託財産に属する財産の状況を公告しなければならない。

（信託の変更に係る書類の提出）

**第6条** 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
  - 2 信託の変更案及び新旧対照表
- ② 前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

**第7条** 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
  - 2 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
  - 3 信託の変更案及び新旧対照表
- ② 前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

**第8条** 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
  - 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
  - 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
  - 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- ② 第1条第3号及び第5号から第8号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

**第9条** 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第156条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

**第10条** 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある

場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

4 信託法第 160 条第 2 項の公告及び催告又は同条第 3 項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の経緯を証する書類

② 第 1 条第 3 号及び第 5 号から第 8 号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者に準用する。この場合において、同条第 7 号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

**第 11 条** 受託者は、法第 7 条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 辞任しようとする理由を記載した書類

2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

3 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

**第 12 条** 委託者又は信託管理人は、信託法第 46 条第 1 項及び法第 8 条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 選任を請求する理由を記載した書類

2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

**第 13 条** 委託者又は信託管理人は、信託法第 58 条第 4 項及び法第 8 条の規定により内閣総理大臣に対し受託者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の請求)

**第 14 条** 利害関係人は、信託法第 62 条第 4 項及び法第 8 条の規定により内閣総理大臣に対し新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 任務終了の事由を記載した書類

2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

3 新たな受託者となるべき者に係る第 1 条第 4 号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託財産管理命令の請求)

**第 15 条** 利害関係人は、信託法第 63 条第 1 項及び法第 8 条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、次の

各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

**第16条** 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
  - 2 許可を受けようとする理由を記載した書類
- ② 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

**第17条** 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
  - 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
  - 3 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- ② 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

**第18条** 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- ② 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

**第19条** 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

**第20条** 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者に係る第1条第5号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託管理人の辞任の許可の申請)

**第21条** 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

**第22条** 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

**第23条** 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな信託管理人となるべき者に係る第1条第5号に掲げる履歴書及び就任承諾書

(信託の終了の請求)

**第24条** 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を

記載した書類

3 残余財産の処分の見込みに関する書類

(受託者の氏名等の変更の届出)

**第25条** 受託者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 1 受託者の氏名、住所又は職業（受託者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
  - 2 信託管理人の氏名又は職業（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
  - 3 運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業
- ② 前項第2号及び第3号の場合において新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員があるときは、これらの者に係る第1条第5号及び第6号に掲げる履歴書及び就任承諾書を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

**第26条** 受託者は、信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 1 信託行為
- 2 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書
- 3 許可、届出等に関する書類
- 4 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- 5 資産及び負債の状況を示す書類
- 6 運営委員会等の議事に関する書類

(業務の監督)

**第27条** 内閣総理大臣は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

- ② 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公益信託の終了の報告等)

**第28条** 受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- ② 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 信託事務の最終計算書及び附属書類

## 2 残余財産の処分に関する書類

(国家公安委員会の補佐)

**第29条** 国家公安委員会は、この府令の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事務のうち国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託に係るものについて、内閣総理大臣を補佐するものとする。

※ 内閣府のほか各省においても次のとおり省令等が定められています。

国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(昭和59年2月14日国家公安委員会規則第2号)

総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令  
(平成12年12月22日総理府・郵政省・自治省令2号)

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(平成元年4月26日法務省令第13号)

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令  
(昭和52年4月22日外務省令第2号)

財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令  
(平成5年3月18日大蔵省令第36号)

文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(平成12年10月31日総理府・文部省令第7号)

厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(平成12年11月20日厚生省・労働省令第4号)

農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(昭和54年3月20日農林水産省令第9号)

経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(昭和60年4月8日通商産業省令第11号)

国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
(平成12年12月20日総理府・運輸省・建設省令第3号)

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令  
(平成12年8月14日総理府令第98号)

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令  
(平成19年内閣府1月4日令第7号)

## (17) 公益信託の引受け許可審査基準等について

(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。

なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

### 1. 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。

イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。

ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

### 2. 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。

イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。

ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。

エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

### 3. 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称

イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称

ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

### 4. 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

## 5. 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

## 6. 機関

(1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。

(2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

イ 信託管理人

① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。

② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。

③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

ウ 運営委員会等

① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。

② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を有する個人であること。

③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。

④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。

⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。

## 資料2 公益信託目的別受託状況

(平成26年9月末現在)

(単位：件、百万円)

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金支給	161	23,222
自然科学研究助成	79	8,830
教育振興	66	2,602
国際協力・国際交流促進	39	3,933
社会福祉	37	3,305
都市環境の整備・保全	27	7,414
芸術・文化振興	24	5,201
自然環境の保全	20	4,851
人文科学研究助成	16	1,062
文化財の保存活用	3	172
動植物の保護繁殖	1	293
緑化推進	1	29
その他	24	5,028
合計	498	65,947

平成27年2月発行

**編集・発行 一般社団法人 信託協会**

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

電話：03-6206-3981

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>



一般社団法人

信託協会